



# **子どもの権利と子ども誰でも通園制度**



弁護士 菅野園子

2026年1月9日



# 弁護士 菅野園子

- ▶ 2004年10月  
2014年10月～  
2010年4月～
  - ▶ 2018年～  
子ども、家族についての相談、社会福祉法人についての相談、他に一般民事、企業からの相談など行っております。
- 弁護士登録  
東京弁護士会  
東京合同法律事務所にて執務  
豊中総合法律事務所で執務  
大阪保育運動連絡会役員



日本国憲法では子どもの権利はどうなっている？

▶憲法に「子どもの権利」って書いてあるでしょうか。



日本国憲法では子どもの権利はどうなっている？

▶憲法では「子どもの権利」は保障されているでしょうか。

# 日本国憲法における個人觀

「個人の尊厳」

- ・憲法13条

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

# 憲法における個人觀と子どもの権利

当然子どもも「個人」

しかし、子どもに課されている大人とは違ういろいろな制限をどう理解していく？

こどもという存在をどのようなものとしてとらえて、大人は**子どもの**個人の尊厳を守っていかなければならぬのだろう？

# 国際協調主義

- ▶ **第98条** この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- ▶ **2** 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

1994年子どもの権利条約批准

# 子どもの権利条約

- ▶ 現在196か国加盟 1994年日本政府が批准
- ▶ 子どもの権利条約には3つの選択議定書があるが、そのうち、「通報手続に関する選択議定書」（2014年発効）については採択していない。子どもの権利条約に違反したからと言って、個人が直接国際機関に救済を求めるることはできません。
- ▶ 締約国は、5年に1度レポートを提出し、国連子どもの権利委員会には、子どもの権利条約を守っているか審査を得る必要があります。



# 日本で子どもの権利を包括的に保障する法律はあるのか

- ▶ 2023年 子ども基本法が制定される。
  - ▶ すべての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、
  - ▶ その基本的な考え方をはっきりとさせ、
  - ▶ 国や都道府県、市区町村など社会全体で、「こども施策」を進めるために
  - ▶ 国や都道府県、市区町村は、このこども基本法の内容にそって、子どもや若者に関する取組を進める

# 子ども基本法 理念

子どもの権利条約  
の精神だよ！

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、  
基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、  
生活が守られ、愛され、保護される  
権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、  
自分に直接関係することに意見を言えたり、  
社会のさまざまな活動に参加できること。

- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、  
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって  
最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが  
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、  
家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、  
喜びを感じられる社会を  
つくること。



## 子ども基本法と子どもの権利条約の関係

- ▶ 子ども基本法は子どもの権利条約の理念に基づいて制定されています。
- ▶ 子どもの権利条約における締約国の義務を果たすための、日本政府、自治体の枠組みを定めた国内法です。

どちらも大事に使っていこう！

# 子どもの権利条約の考え方

- ▶ 「生きる権利」、
  - ▶ 「育つ権利」、
  - ▶ 「守られる権利」、
  - ▶ 「参加する権利」
- の4つに分けられます。

- 
- ▶ 子どもが大人とちがって自力では生きられない弱い存在であること、
  - ▶ 心身が大きく成長する途上にあってどの子もその子らしく花開く力があること、
  - ▶ 判断力が未熟なこともあります暴力や搾取などから守られる必要があること、
  - ▶ どんなに幼い子どもでも自分の思いを持つておりそれはその子にしか表明できないことや、子どもは守られるだけの受け身の存在ではなく主体的な存在であること。

# 第一義的な責任？！

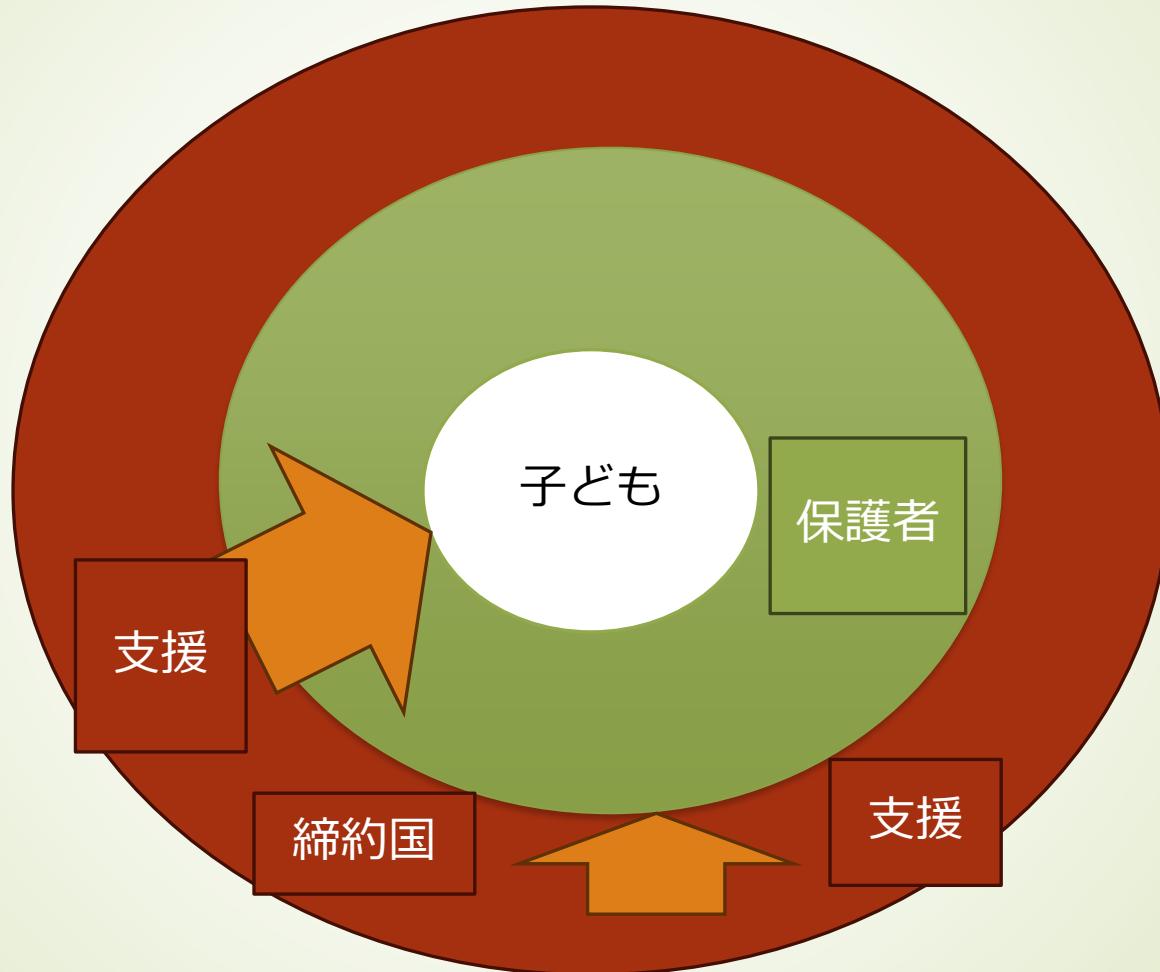
- **子どもの権利条約第18条**
- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父  
母が共同の責任を有するという原則についての  
認識を確保するために最善の努力を払う。
- **父母又は場合により法定保護者は、児童の養育  
及び発達についての第一義的な責任を有する。**
- 児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関  
心事項となるものとする。

# 第一義的な責任？！

続き

- ▶ 子どもの権利条約第18条
- ▶ 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれら  
の者に対して適当な援助を与えるものとし、また、  
児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

# 第一義的な責任の裏返しにあること



# こどもまんなか

by 子ども家庭庁

- ▶ まず、こどもという中心があって、
- ▶ その子を育てるには、家庭で父母、保護者が養育するという責任を果たしてもらうことが必要であり
- ▶ 国はそのために最善の努力をし、保護者がその役割を果たすことを支援し、子どものための必要な施設、設備、役務の提供を発展させることを確保する





# ここからが子ども誰でも通園制度の話

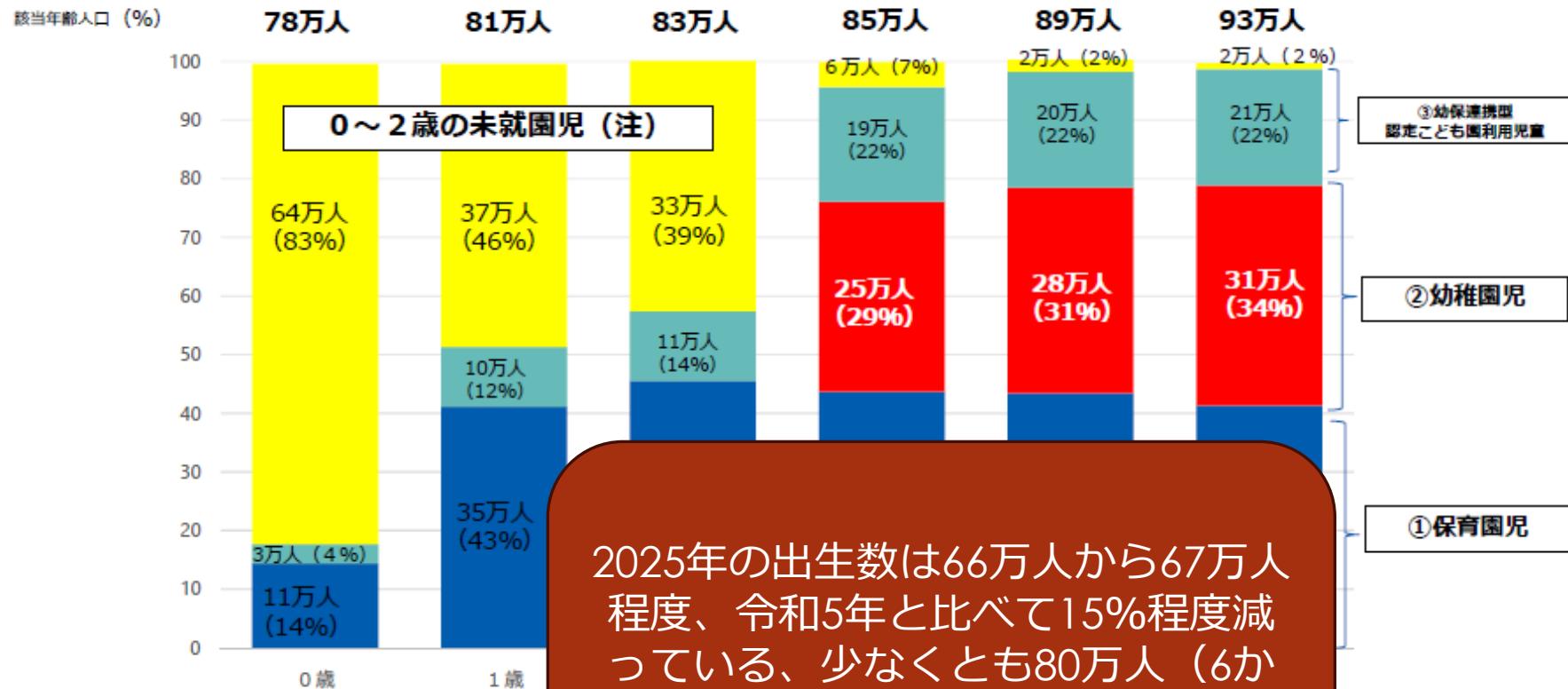
# 導入された経緯 12P～（書籍）

- 令和5年12月22日「こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて」

「0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付」（同19ページ）。」と説明されています。

## 年齢別の未就園児の割合（令和5年度）

- 年齢人口から推計される未就園児は、0～2歳児の約6割（約134万人）、3～5歳児の約4%（約10万人）となっている。



(注)各年齢の人口から①～③を差し引いた推計。企業主導型

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和5年10月1日）

※幼保連携型認定こども園の数値は令和5年度「認定こども園に関する状況調査」

※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は「待機児童数調査」（令和5年4月1日現在）より。な

ども園の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和4年10月1日現在）

※「就園していない児童」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数を差し引いたもの。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

2025年の出生数は66万人から67万人程度、令和5年と比べて15%程度減っている、少なくとも80万人（6か月～2歳まで）くらいが利用者となる制度ではないか

付し、2で除して算出したもの。

歳の数値については、「待機児童数調査」

の数値を「社会福祉施設等調査」

の数値を「保育事業や認可外保育施設を利用する児童数調査」

# 乳児等通園支援事業（児福法6条の3）

- ①内閣府令で定める施設において、

保育所（認可外も含む）やこども園、幼稚園、子育て支援センター等

- ②乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く）に

生後6か月 以上満3歳まで

- ③適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、

- 当該乳児又は幼児及びその保護者的心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業を言う

# 導入までの経緯

- ▶ 令和6年6月通常国会、  
子ども・子育て支援法（以下「子子法」）、児童福祉  
法（以下「児福法」）の一部を改正する法律が成立
- ▶ 令和6年～試行的事業
- ▶ 令和7年4月1日施行児福法において、乳児等通園支  
援事業が始まり、市町村事業としてのこども誰でも通  
園制度が開始
- ▶ 令和8年4月1日施行子子法、給付事業としての「こ  
ども誰でも通園制度」が全国で開始
  - 市町村を超えた全国での広域利用も実施
  - 自治体によっては10時間が厳しければ  
月3時間でも可

## 【こども誰でも通園制度】令和7年度と令和8年度以降の比較表

	令和7年度	令和8・9年度	令和10年度以降
制度	地域子ども・子育て支援事業	乳児等のための支援給付	
人員配置・設備運営基準		基準等	
利用可能時間	10時～18時	10h (R8・R9は経過措置有) えながら、その在り方について引き続き検討	
補助・公定価格等	0歳児： 1歳児： 2歳児： ※1時間300円を標準	実施事業所数は、1,986か所  「受入開始自治体」 231 ※12/2時点  「実施予定自治体」 252	経営状況等を踏まえ 見直しを検討
提供体制	自治体の手上げで実施	全国で実施	
研修	子育て支援員研修基本研修+専門研修 (一時預かり事業・地域型保育) 等	こども誰でも通園制度に特化した研修 (R8は引き続き子育て支援員研修基本研修+専門研修（一時預かり事業・地域型保育）で 従事可とする等の経過措置有)	



## 本格実施に向けた自治体の準備状況等について（令和7年11月30日時点）

### ポイント

- 条例制定（作業期間の目安：10～11月まで）…1,427自治体（約82%）が認可条例案の骨子作成を完了しており、年内に条例制定される見込み

※確認条例については、内閣府令を条例に定める基準とみなせる経過措置を設けたため、令和7年度中の制定は必須ではない



- 実施施設の確保…1,386自治体（約80%）で1以上の実施施設の確保を完了（予定含む）  
「未定」の自治体については、都道府県と連携し、必要な支援を実施

- 総合支援システム（作業期間の目安：10月まで）…1,261自治体（約73%）でシステム利用の意思決定を完了  
システム導入の意思決定が「未完了」の自治体については、障壁となっている要因等の分析を行い、必要な支援を検討

項目	準備事項	作業期間の目安	完了状況	今後の対応
市町村子ども・子育て支援事業計画の変更（又は代用計画）等	計画素案の作成	10～11月	767自治体（約44%）	都道府県と連携し、必要な支援策を実施
条例・規則等（認可・確認）	条例案の骨子作成	9～10月	1,427自治体（約82%）	未完了の自治体についても、概ね令和8年3月議会での条例制定を予定
認可・確認（事業者説明、申請受付等）	事業者説明会の開催	9～11月	754自治体（約44%）	公立施設のみで実施する自治体以外の自治体について、都道府県と連携し、必要な支援を実施
認定（規則等）、その他	事務フロー、参考様式の確認	9～11月	740自治体（約44%）	情報交換会等を通じ、必要な情報提供を実施
総合支援システム	システム利用の意思決定（システムの理解）	10月	1,261自治体（約73%）	システム導入の障壁となっている要因等について分析し、必要な対応を実施
提供体制の確保状況	1以上の実施施設の確保を完了した自治体数（予定含む）	—	1,386自治体（約80%）	都道府県と連携し、必要な支援を実施 ※7都道府県において、管内の全自治体で確保済み（神奈川県、石川県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県）

# 利用方式、当初は自由利用

表 1-1 こども誰でも通園制度の利用方法

	定期利用	自由利用
考え方	利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法	利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
利用する場合の予約方法	(例) ・利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約	(例) ・利用前月の一定期日より翌月分の予約 ・空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	・	のニーズに 能 ることで、 こどもと触 れる機会を 増やす。 ・
留意点	・利用枠が固定化され、途中利用しづらい ・施設にとって、空き状況に応じた柔軟な受入れが困難	・時間がかかる ・施設にとっては、利用の見通しが立たず、受入体制を整えづらい ・慣れるのに時間がかかることがある

（出所：「安定的な運営の確保」こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（第3回）提出資料、2024年10月より筆者作成）

# I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p12~14より抜粋)

## 事業の全体像 《続き》

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

### ②受け入れる子どもの年齢、時間枠等

受け入れる子どもの年齢、時間枠は、適切な環境と体制を提供できることを前提とした上で、**事業所の実情に応じ設定**。

### ③利用パターン

#### 定期利用

利用する事業所を限定したり、さらに利用する曜日や時間帯を固定する等、特定の事業所を利用する方法。



※定期利用を行うことによって、保育者と子どもの関係が構築される・保護者との関係構築においても効果的であると考えられ、事業者としては体制構築において見通しを立てやすく、保育者の確保がしやすい状況になることが期待。

#### 柔軟利用

子どもの状況や保護者のニーズに合わせた利用方法で、子どもに合う事業所を見つけるまでの利用や、里帰り出産におけるきょうだい児の利用等について、柔軟に利用する方法。



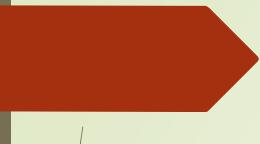
※保護者の都合のみで一時に用事先近辺の事業所に預ける等の利用は、制度本来の趣旨である「子どもの育ち」を考えると、望ましい利用方法とは言えません。このような場合には、まずは、一時預かり事業を利用することが考えられる。

子どもの育ちの観点から、特定の事業所と関係性を構築しながら継続的な利用を図りつつ、その際に**利用パターン**を組み合わせて運用していくことも考えられる。

現在は自由利用といいうい方はせず、柔軟利用も限定的な場合で提示されている。

# 実施する事業所について

- ▶ 事業所は「保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等」
- ▶ →事業主体を問わず広く受け入れる予定だが…
- ▶ 乳児等通園支援事業の市町村認可が必要  
社会福祉法人及び学校法人とそれ以外のもので審査項目を分ける。  
試行的行的事業を行っている事業所、余裕活用型事業所で審査の簡素化可
- ▶ 監査、監督は家庭的保育所に関する規定と同様



## 利用可能時間 ~

令和 8 年もいまのところ利用可能な時間は **10 時間**

令和 8 年度及び令和 9 年度においては、経過措置として、自治体によって、月 3 から 10 時間の範囲で定めることが可能。

月 10 時間は子どもにとっても保護者にとっても保育者にとっても短すぎる…という声が検討会でも。。

# 実施方法 31P～

## ▶ 一般型

- ①在園児合同型（子どもを在園児と合同で預かる場合）
- ②専用室独立実施型（専用室を設け、在園児とは独立して実施する場合）

## ▶ 余裕活用型（利用児童が定員に達していない場合に定員の範囲内で子どもを預かる場合）

# 設備運営基準は一時保育と同様 31P～

内閣府令 設備運営基準参照

①余裕活用型

各施設の基準を遵守

②一般型

一時預かり事業に準じた基準

# 人員配置基準も 一時保育と同様31P～

①余裕活用型 各施設の基準を遵守

②一般型

一時預かり事業に準じた基準（2分の1以上は保育士）

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

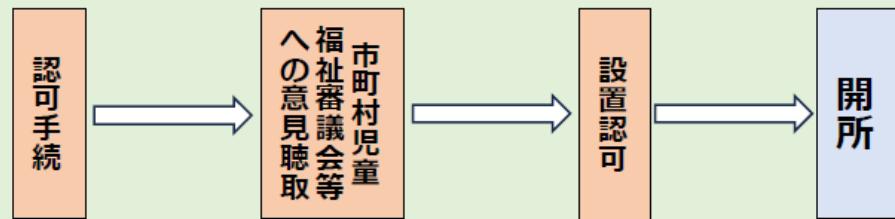
半数以上を保育士とすること。1事業所につき2人を下回ることはできないが、一時預かりや通常保育と一体的に運用されている場合は、うち一人を通常預かりや一時保育預かりの担当者と兼ねることができる。

# I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p10~12より抜粋)

## 事業の全体像

\*本制度 = こども誰でも通園制度とする



### «事業の実施方法»

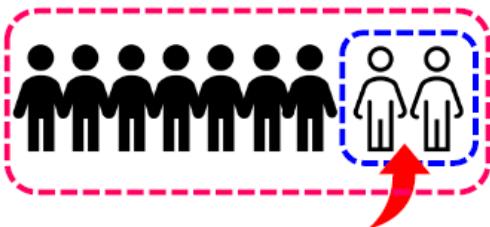
本制度は、事業の実施主体である市町村から、適切に事業を実施できると認められる者として認められた事業者が実施。

### «提供内容の検討»

#### ①実施方法

##### 余裕活用型

例えば、0歳児・9人クラスで、  
7人の在籍児童しかいない場合、  
保育士は3名以上配置。※1

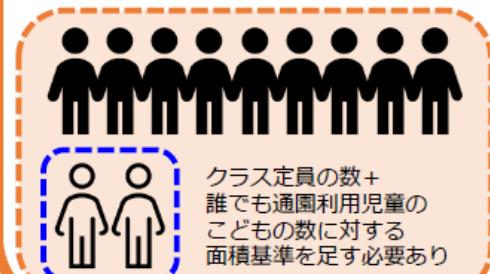


2名の在籍定員の空き枠を活用し  
誰でも通園利用児童を受け入れる

※1 保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所において当該施設又は事業を利用する児童の数が定められた利用定員の総数に満たない場合において、当該利用定員数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として実施が可能。定員内の受け入れのため、基本的に各クラスの保育者による受け入れが基本。

##### 一般型 (在園児合同)

例えば、0歳児・9人クラスの場合。  
クラスの定員枠とは別に、  
クラス内に誰でも通園利用枠を設け、  
且つ専任の保育士を配置。※2

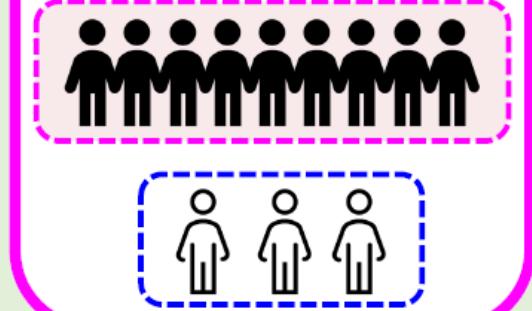


クラス定員の数 +  
誰でも通園利用児童の  
子どもの数に対する  
面積基準を足す必要あり

※2 こどもに間わる職員は、在園児の保育体制とは別に、設備運営基準第22条に則り、乳児おむね3人に対して従事者1人、満1歳以上満3歳未満の幼児おむね6人に対して従事者1人以上を配備。なお、従事者の半数以上が保育士となること、配置する従事者が2人を下回らないことを遵守する必要があります。

##### 一般型 (専用室独立実施)

クラスとは別に、  
誰でも通園専用室を設け、  
専任の保育士を配置。※3



※3 基本的に本制度の対象となるこども同士で過ごす形態。活動内容や時間帯によっては、実施事業所の実情に応じて在園児と一緒に過ごすことも可能。独立施設実施の場合も同様

# I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p14~16より)

## 事業の全体像 «続き»

※本制度=こども誰でも通園制度と同義

### ④食事の提供

食事の提供を行うかどうかを検討のうえ、提供する場合、その内容を検討。

### ⑤親子通園

慣れるまで時間のかかる子どもに対する対応として、「親子通園」を取り入れるかどうかを検討し、実施する場合、本制度の意義に則り、親子通園が長期間になることがないよう留意し、実施回数及び期間を検討。

### ⑥特別な支援が必要な場合の対応

各事業所においては、障害のある子ども、医療的ケア児、言語面・文化面等で個別的な対応が求められる外国籍児童など、特別な支援が必要となる子どもや家庭の受入れにあたり、自治体と連携しながら、それぞれの特性や状況に応じた支援について、事業所としての対応内容を検討。

### ⑦子どもへの関りや遊びの内容

本制度においては、保育所保育指針に準じ、利用する子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて支援が提供されなければならない（設備運営基準第23条）こととされており、リトミック教室や英語教室、スイミングスクールなどの習い事に類する内容、形態によるものを本制度に当てはめて提供するなど、早期教育の場の形とすることは適切ではない。

### ⑧その他

利用に当たりキャンセルが行われた場合の対応について定めておくことが必要。

利用中に子どもの体調が急変した場合の対応や、事故発生時の対応、災害発生時の対応等について定めておくことが必要。適切な医療機関と連携体制を確保しておくよう努める。

市町村及び事業所においては、利用者が事業者に対し、不満や疑問を抱えた場合に相談できる体制整備をおこない、その旨、利用者へ周知。



# 誰通の基準の現状をどう考えて いったらいいだろうか？

- ▶ 初めての子どもも、初めての保護者に接することも多くて、受け入れる子どもの数自体も多くて、保育所に慣れていない子・保護者が多いのに、
- ▶ 結局は人員配置も設備運営配置も、在園児と同じ基準か、それより悪い基準（家庭的保育所と同じ保育士は2分の1で可）でいいのは、おかしいのではないか。
- ▶ 在園児に対するの今の人員配置が十分でない状況であるのに…

# こども誰でも通園制度の公定価格 について基本分単価 令和8年度

- ▶ こども一人1時間当たり
  - ▶ 0歳児：1,700円
  - ▶ 1・2歳児：1,400円※
- 
- ▶ 利用者の利用料標準：時間300円

	こども一人 1時間当たり単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円
障害児加算	400円
要支援家庭のこども加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円

令和7年度

なお、令和6年度試  
行的事業は年齢とわ  
ず時間850円（加  
算分は除く）

# 加算分

- ▶ **1 障害児加算**
- ▶ **(1時間当たり単価600円) [充実]** 以前は400円
- ▶ 障害児を受け入れた場合に加算。
- ▶ **2 医療的ケア児加算 ( 1時間当たり単価2,500円) [充実]** 以前は2400円
- ▶ 看護師等を配置したうえで、医療的ケア児を受け入れた場合に加算。
- ▶ **3 要支援家庭のこども加算 ( 1時間当たり単価600円) [充実]**
- ▶ 要支援家庭のこどもを受け入れた場合に加算。必要に応じて  
との連携、情報共有等を行う。 以前は400円

要支援家庭加算については、保護者も要支援家庭  
であることを知っていることが前提であるとのこ  
と

# 加算分

- ▶ 4 初回対応加算（1回当たり単価0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円）【新設】
- ▶ 事前面談（制度の意義や利用に当たっての基本事項の伝達、子どもの特徴の把握などを行う）及び事後面談（子どもの様子のフィードバック）を実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。
- ▶ 事前面談：30分以上実施（制度の意義や基本事項の伝達を集合形式で行う場合は、別途、個別に15分以上実施）
- ▶ 事後面談：10分以上実施
- ▶ なお、前回の利用から、半年以上、期間が空いた場合も同様の対応を行うことで、加算の対象とする。

事前面談は原則対面（里帰りはオンラインも可）

事前面談に対する加算が新設。

# 加算分

- ▶ **8 保護者支援面談加算（1回当たり単価1,400円）[新設]**
- ▶ 利用している子どもの様子を伝えるとともに、保護者が抱える子育ての悩みや不安等育児に関する相談に対応する面談を30分以上実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

事業の2つの柱の1つのうち保護者支援をしても何も支払われないという批判に対応している。

# 加算

## 賃借料加算

- ▶ 1時間当たり単価200円（賃貸借契約金額が上限）  
[新設]
- ▶ 賃貸物件において、実施する場合に加算  
(賃貸借契約上、毎月支払う額を上限)

令和7年度に実施されていた事務所費補助に代わって新設。  
月20万円の援助を得るには週250時間、1日50時間

# 加算

- ▶ 特別地域加算
- ▶ 1時間当たり単価300円
- ▶ [新設]
- ▶ 離島や山村地域等の要件に合致する地域に所在する事業所において、こどもを受け入れた場合に加算。

過疎地や離島など受け入れが困難な地域についての加算

# 利用者の利用料に対する援助

## ▶ 生活困窮家庭等負担軽減加算

1時間当たり単価生活保護世帯：300円上限、

市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合、要支援家庭である場合：200円上限）〔新設〕

市町村が認めた家庭のこどもが利用する場合に、事業所において利用料の減額を行った場合に加算。

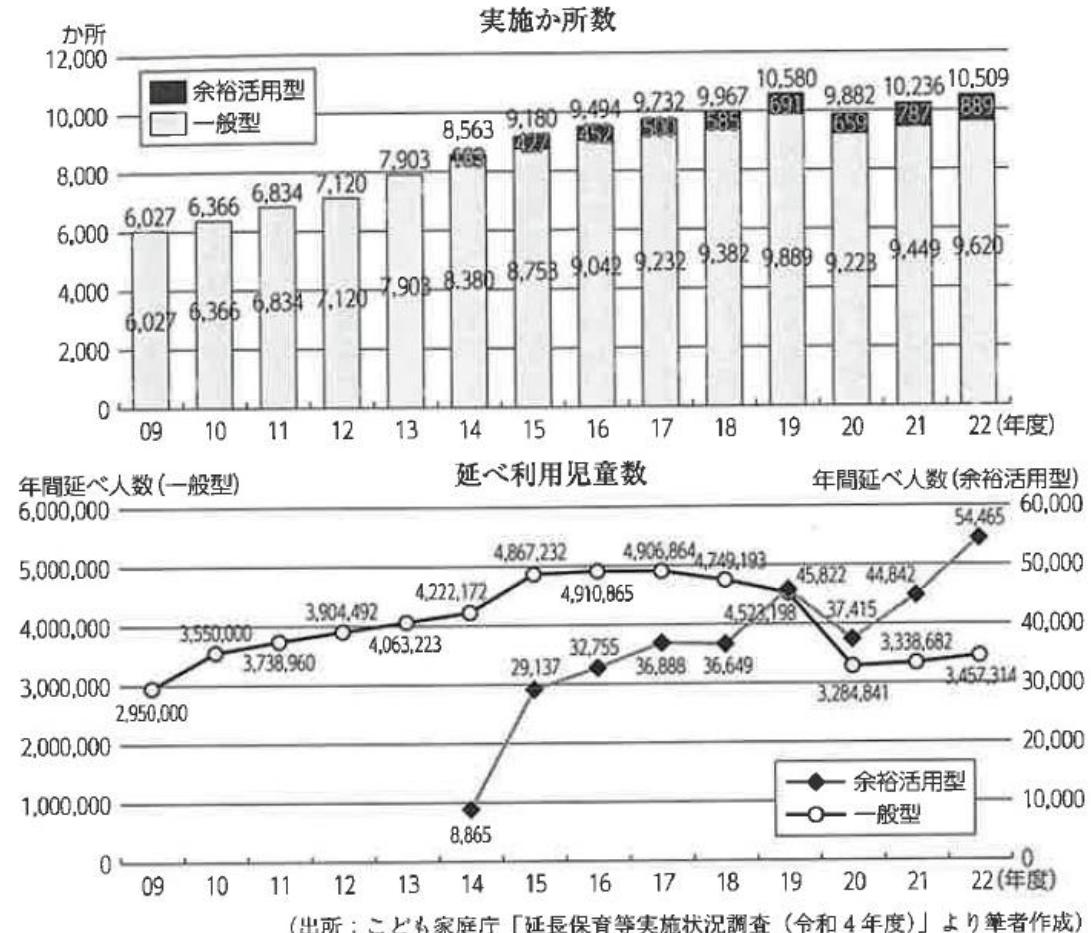


こども誰でも通園制度の給付をどう考えていったらしいだろうか？

▶ 一時保育と比べてみよう！

# 一時保育の利用状況 子ども誰でも通園制度にどう対応するか (81P)

図 3-1 一時預かり事業の実施状況の推移



# 一時保育の実態

- ▶ 1時保育は、全自治体70%で実施、実施していない自治体もある
- ▶ 就労目的で預けるといった本来であれば通常保育として預けるべき場合にも利用され、リフレッシュ目的などで利用できるかは自治体による差が大きい
- ▶ 多様な子どもも、多様な家庭の子を預かる受け皿となっており、保護者相談にも対応している。
- ▶ 事業所自身も一時保育では採算が取れず、よくて人件費をぎりぎり賄えるか、それとも人件費も持ち出しをしているかどうかという状況

# 一時保育における補助金収入

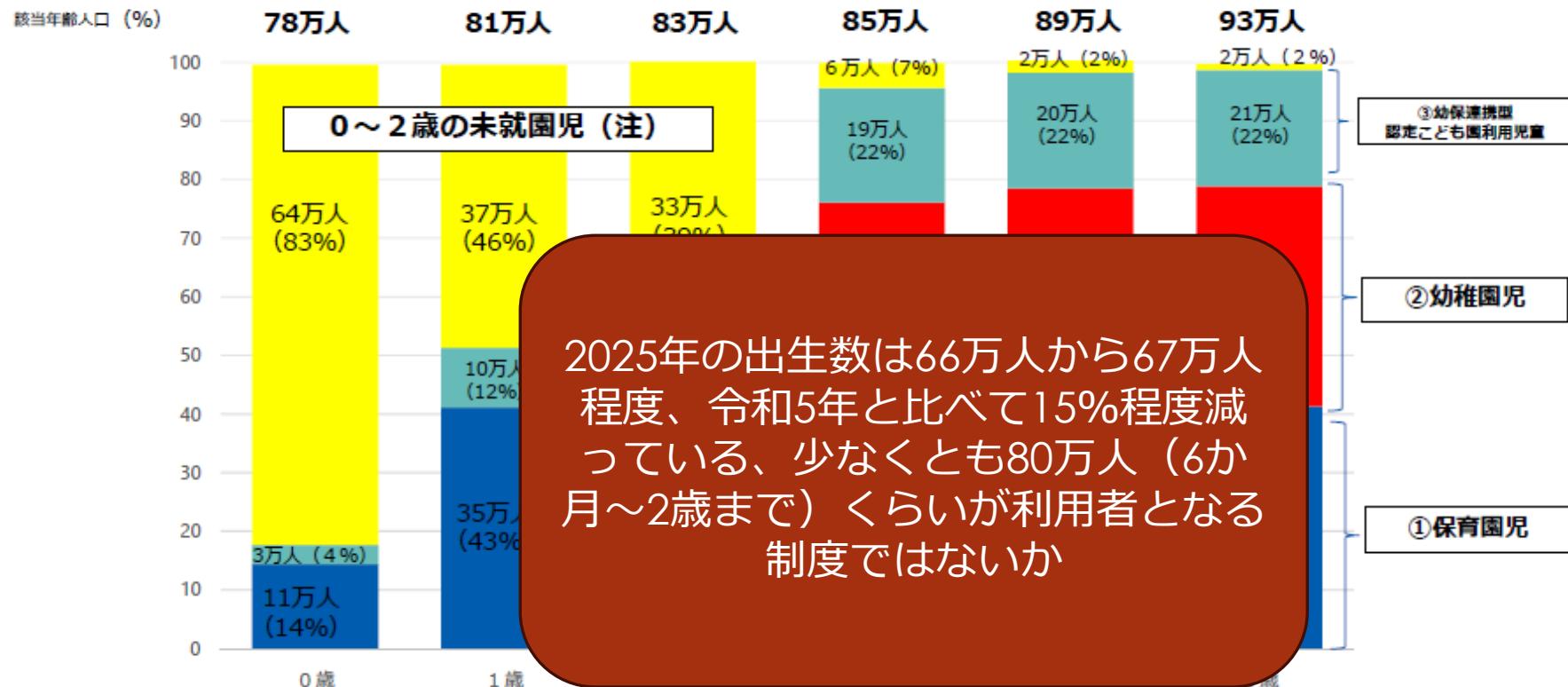
こども誰でも通園制度にどう対応するか、103P～を基に試算

年間延べ利用人数（1日8時間程度）	運営費基準額 全て保育士	時間当たり単価 単純に運営費基準額÷（人数×8時間）	利用料		児童を1時間預かった際の事業所の収入
			1日2500円/8時間	313	
1501人 (1500～2000人)	4,797,000	399	313	712	
901人 (900～1500人)	3,321,000	461	313	774	
301人 (300～900人)	3,105,000	1,289	313	1,602	

延べ利用人数の下限で試算。  
財政措置としては極めて不十分

## 年齢別の未就園児の割合（令和5年度）

- 年齢人口から推計される未就園児は、0～2歳児の約6割（約134万人）、3～5歳児の約4%（約10万人）となっている。



(注)各年齢の人口から①～③を差し引いた推計。企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことに留意が必要。

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和5年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。

※幼保連携型認定こども園の数値は令和5年度「認定こども園に関する状況調査」（令和5年4月1日現在）より。

※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和5年度「学校基本調査」（確定値、令和5年5月1日現在）より。

※保育所の数値は「待機児童数調査」（令和5年4月1日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和4年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。

※「就園していない児童」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

# 一時保育と誰通の事業の内容における違い by 子ども家庭庁

## 制度の趣旨の違い

一時保育は、保護者の立場からの必要性に対応するものであるのに対して、

誰通は、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通して、子どもが成長していくように子どもの育ちを応援することが主な目的

# 一時保育と誰通の事業の内容における違い by 子ども家庭庁

利用目的に応じた適切な使い分けといいながらも…

「2つの制度を併用することでもについて、利用する制度が切り替わることにより支援の内容が大きく変わること、担当する保育者が変わること等は望ましいことではありません。

子どもの育ちを支える視点からは、利用制度が切り替わったとしても一貫した支援を提供できるよう心がける必要があります。 手引き 56P」

実際、誰通と一時保育で行っている事業の内容の違いが判らない。  
私には、、、

一時保育と比べれば、結構よくなつたのではないか？と思つてしまつたが…

- ・子ども一人当たりの0歳児1,700円、1・2歳児1,400円と前の提示額より高く設定したこと。
- ・事前面談・事後面談の費用を公定価格に加算としたこと。
- ・初回対応加算として1回あたり単価0歳児1,700円、1・2歳児1,400円
- ・保護者支援面談加算1回当たり単価1,400円を設定したこと。

# 子ども誰でも通園制度の試算

- ▶ 例えば、0歳児6名を10時から3時までの5時間預かった場合、事業所の収入としては2000円  
 $(1700\text{円} + 300\text{円}) \times 6 \times 5 = 6\text{万円}$ 入ってくるが、対応する保育者は、何人要るだろうか？
- ▶ 例えば、1・2歳児5名を5時間預かった場合、事業所の収入としては1700円  
 $(1400\text{円} + 300\text{円}) \times 5 \times 5 = 4\text{万}2\,500\text{円}$ 入ってくるが、対応する保育者は、何人要るだろうか？
- ▶ ベテランの正規の保育士は雇えるだろうか？

## ▶ 誰通の給付の問題点その他

- ・障害児や要支援家庭の子どもの保育が600円の加算。障害児や要支援家庭の子どもの保育支援ができる保育士の確保ができるのか。
- ・医療的ケア児について、看護師を配置する条件で1時間当たり単価2,500円加算とするが、看護師の確保が難しい中で時間単価が低すぎる。
- ・面談者には専門的な知識や技術が求められる。専門性を担保する単価にすべき。
- ・面談記録の作成（事前、事後、保護者支援）と保存が義務化される。面談作成の時間を担保した金額を加算に入れることが必要



# 市町村の立ち位置について

- ▶ 条例の制定 ある程度の裁量あり
- ▶ 子ども子育て支援計画における定員計画の盛り込み
- ▶ 見込んだ提供体制を確保するための必要な確保策を定める。
- ▶ 事業者の認可、指導、監査、監督
- ▶ 利用資格認定手続きに関する業務
- ▶ 総合支援システム上の個人情報の管理責任
- ▶ 事業者への支払い（実際の負担は市町村と都道府県が各1/8、国1/4、子ども子育て支援基金1/2）

## 制度の問題点① 保育の安全性

対象となるこどもは、**0歳～3歳未満の乳児を含む子ども**であり、幼く、在園児と**異なり園に慣れていない子ども**幼いこどもを預かるに際しては、経験年数や経験が豊富なベテランの保育士が必要、1対1が必要な時も！

保護者と事業者の直接契約であり、自治体の関与は認可、監督、指導という側面で、保育の安全が守れるのか。

ところが、多くの事業者に参入してもらうことを想定し、0歳から3歳未満の子どもを預かり慣れていない事業者が、引きあげられた給付をもとに参入して、いい加減な保育がされてしまわないか懸念。

## 制度の問題点② 市町村の役割の後退

一時預かりは、市町村事業  
こども誰でも通園制度は、給付事業

直接契約となる中で市町村の責任とかかわりが後退している。

保護者との関わりは、資格認定で、あとは、総合支援システムで申し込みなので、関わりが薄い。相談先、あっせん者であるという認識を保護者も自治体関係者も持ちにくい。

多くの事業者が参入する中で、認可、適切な監査ができるのか。

## 制度の問題点③ 経営構造

確かに、単価は上がったため、非正規労働者を使い、なるべく少ない有資格者、保育者の人数で、多くの子どもを受け入れるという構造により、収益を上げることが可能になってしまい、参入する業者によっては、安全性を犠牲してしまわないか。これに対してはいい加減な業者は利用者に選ばれず淘汰されていくはずという市場原理が働くのか、特に参入する事業者が少ない地域だと選択肢がないことも…。

利用者数と利用時間に依存した事業収入で、経営の見通しが立てにくい。公定価格の内訳（人件費、事業費、管理費）を明確にした単価とすることで「運営の安定化」を図ることが必要である。

## 「こども誰でも通園制度の実施にあたっての手引」 35p

### 【職員のメンタルヘルスへの配慮】

- こども誰でも通園制度においては、多くのこどもと短時間の関わりを繰り返すこととなり、通常保育と異なる心身への負荷がかかります。家庭への対応を含め、保育者ひとりひとりに負担がかかる可能性があります。事業者は、こうした点に十分配慮したうえで、保育者への定期的なヒアリングを実施する、特に経験の浅い保育者には管理職等がしっかりと伴走する、といった対策を講じることが重要です。

## 制度の問題点④保育現場への負担

この間、通常保育も含めて、保育士不足は極めて深刻な状況

こども誰でも通園制度の仕事自体は、在園児の通常保育と比較して、保護者との信頼関係や預かり慣れていない幼い子供の預かりなど高い技能が求められ、業務負担も大きい要素が多い。

一時預かりに比べ、財政的な手当てがされているが、全国的に必ず実施しなければならない事業であり、現場に対する圧力は強まるることは予想される。

この制度が本当に子どもにとって良い形なのだろうか？  
この制度が現場にとって持続可能なものなのだろうか？

# ご清聴ありがとうございました

## した。

### 参考資料

こども誰でも通園制度にどう対応するか  
子ども家庭庁「こども誰でも通園制度の本格実施に  
向けた検討会（第3回2025年12月19日）資料」